

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉事業団

令和8年度

第3回職員採用試験

募集案内

一人ひとりの明日に

あなたの想いがつながっていく





第3回 正規職員採用試験（総合職・一般職）案内

申込受付期間 令和8年9月1日（火）～採用予定人数に達するまで
採用状況により、予告なく受付を終了する場合があります。
論文・面接試験日 申込み受付後、応募者と日程を調整のうえ、随時実施します。

1 採用職種・受験資格等について

（1）総合職（職種、勤務地・異動の範囲が限定していません）

区分	募集職種	受験資格 （※取得見込み含）	人事異動の範囲	採用人数
事業団が運営する各施設の直接処遇職員	児童指導員 支援員 保育士 看護師	社会福祉士 精神保健福祉士 保育士 介護福祉士 看護師 准看護師 心理士（※1） 児童指導員任用資格（※2） 社会福祉主事任用資格（※3）	全事業所	3名

（2）一般職（職種、勤務地・異動の範囲が限定しています）

区分	募集職種	受験資格 （※取得見込み含）	勤務施設	人事異動の範囲	採用人数
一般職 A	児童指導員	保育士 社会福祉士 精神保健福祉士 心理士（※1） 児童指導員任用資格（※2）	・仁風学園 ・若葉学園	左記	5名
一般職 B	支援員	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 心理士（※1） 社会福祉主事任用資格（※3）	・ゆすの里 ・川内自興園 ・リハステーションゆす	左記	
一般職 C	保育士	保育士	・同胞保育園 ・鹿児島みなみ保育園 ・南部親子つどいの広場	左記	
一般職 D	看護師	看護師 准看護師	・ゆすの里 ・川内自興園 ・リハステーションゆす	左記	

（3）看護師（総合職・一般職）については医療職となるため、医療職給料表が適用されます。

(※1) 心理士について

- ① 認定心理士、臨床心理士、公認心理師のいずれかの資格を有する者

(※2) 児童指導員任用資格について

- ① 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ② 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭となる資格を有する者(※養護教諭は該当しません。)
- ③ 高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって都道府県知事が適当と認めた者

(※3) 社会福祉主事任用資格について

- ① 大学や短期大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の過程を修了した者
- ③ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

2 その他の受験資格

- (1) 社会福祉施設等での支援業務または事務業務に意欲のある方
- (2) 交代制変則勤務、夜勤、宿直勤務ができる方
(雇用区分によっては夜勤、宿直はない場合がございます。)
- (3) 普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方または令和9年3月31日までに取得見込の方
- (4) 次のいずれにも該当しない方
 - ① 成年被後見人または被保佐人
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
 - ④ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律(令和6年法第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に規定する特定性犯罪事実該当者
※関係条文は10ページに記載してあります。

3 事業団が求める職員像

- 福祉に携わる者として、相手を思いやる心のある職員
- 社会人として不可欠なマナーを有し、言葉遣いをはじめ礼儀正しい職員
- 明るく笑顔を絶やすことなく、何事にも前向きに取り組む職員
- 業務に誠実かつ意欲的な姿勢で取り組む職員
- 組織人としての自覚を有し、組織・チームの一員として協調性のある職員
- 自らの努力を怠らず、向上心のある職員
- 他人の意見や主張を受け止めながらも、職業人・組織人として自らの考えを持ち自ら責任を負う判断のできる職員

4 試験の日時及び場所並びに合格発表日

区分	内容	日時	会場	合格発表
申込期間	令和8年9月1日（火）～採用予定人数に達するまで ※採用状況により、予告なく受付を終了する場合があります。			
試験	論文試験 面接試験	申込み受付後、応募者と日程を調整のうえ、随時実施します。	鹿児島県社会福祉センター (鹿児島市鴨池新町1番7号)	面接試験実施後、概ね1週間程度後に受験者へ通知します。

※既卒者の方は面接試験のみ実施します。

5 試験の種類及び受験方法

区分	内 容
試 験	論文試験（90 分）（800 字程度） 面接試験（30 分程度・個別面接） ※提出する書類 ①資格証等または取得見込証明書 ②最終学歴（見込み）を証明できる書類

6 提出書類

（１）受験申込書 <別紙様式 1>

（２）受験票 <別紙様式 2>

※様式は、当事業団ホームページからダウンロードできます。
（入力用エクセルデータ・手書き用PDFデータ どちらでも可能です。）

7 受験申込み方法

- （１） 受験申込書と受験票を申込期間内（令和8年9月1日（火）から採用予定人数に達するまで）
当事業団ホームページよりエントリー後、メールにて提出していただくか、事務局へ直接メール（Email: j-office@kagoshima-swc.jp）もしくは郵送で提出してください。事務局へ持参される場合は、平日の8時30分から17時30分までに提出してください。
- （２） ホームページよりエントリーもしくはメールにて提出される場合は、PDFもしくはエクセルデータ（写真付き・カラー）にて提出をお願いします。
- （３） 提出していただいた受験票は、事務局で受験番号を記入し、受験者へメールにて返送します。受験票は、面接試験当日に持参してください。
- （４） 総合職と一般職では、給料の昇給幅、期末・勤勉手当の支給率が異なります。ご不明な点はお問い合わせください。

8 試験に関する注意事項

- (1) 筆記用具を持参してください。
- (2) 携帯電話の使用は禁止します。
- (3) 自然災害等により採用試験の実施に変更が予測されるときには、ホームページでお知らせします。

9 職場説明会・施設見学について

職場説明会・施設見学を随時実施します。事業団の概要や業務内容、採用試験等についてご説明するとともに、施設をご案内します。参加を希望される方は、ホームページ又はマイナビ 2027 からお申し込みください。日程については、申込み受付後、個別に調整します。

事務局担当：福岡（電話 099-257-7667）

(Email: y.fukuoka@kagoshima-swc.jp) までご連絡ください。

10 採用等について（要注意）

- (1) 合格者の採用予定日は、令和9年4月1日です。ただし、既卒者については、希望により令和8年度中に前倒して採用できる場合があります。（個別に調整します。）
- (2) 令和9年3月31日までに受験資格の要件を満たすことができない（必要な資格を取得することができない、大学等において令和9年3月までに卒業することができないなど）場合は、合格の内定を取り消す場合がありますので注意してください。
- (3) 特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき対象業務に従事させることができません。
このため、採用選考過程において、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。

11 給与等について（令和8年4月1日現在の給与規則に基づく）

- (1) 令和9年4月の新規採用者に支給予定の給料（基本給）は次のとおりです。

区 分	総合職・一般職	医療職（看護師）
大学卒	217,600円	249,500円
短大卒	204,400円	246,500円（短大3年卒） 242,000円（短大2年卒）
高校卒	189,000円	214,200円

※上記の金額は、大学等を卒業後直ちに採用された場合の金額です。

※経験年数等によって一定の基準で加算されます。

- (2) 採用後の標準的な昇給（勤務評価等により昇給幅は変動します。）

【総合職】

区分	1年目	3年目	6年目
大学卒	217,600円	223,600円	230,400円
短大卒	204,400円	212,400円	222,800円
高校卒	189,000円	198,400円	211,200円

【一般職（児童指導員・支援員等）】

区分	1年目	3年目	6年目
大学卒	217,600円	222,000円	226,800円
短大卒	204,400円	209,900円	217,600円
高校卒	189,000円	195,300円	204,400円

【医療職（総合職）】

区分	1年目	3年目	6年目
大学卒	249,500円	254,500円	259,300円
短大3年卒	246,500円	252,300円	257,300円
短大2年卒	242,000円	250,100円	255,100円
准看養成所卒	214,200円	229,800円	244,600円

【医療職（一般職）】

区分	1年目	3年目	6年目
大学卒	249,500円	252,900円	256,200円
短大3年卒	246,500円	250,700円	254,000円
短大2年卒	242,000円	248,100円	251,700円
准看養成所卒	214,200円	224,600円	235,100円

（３）採用後３年目モデルケース〔保育園勤務〕

○採用区分：総合職 職種：保育士 一人暮らし 通勤距離 6 km（自家用車）

大 学 卒	
給与額	28.3 万円
給料月額	22.3
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
処遇改善加算手当	3.7
年収額	443.2 万円
給与月額×12 月	339.6
ボーナス	103.6

短 大 卒	
給与額	27.2 万円
給料月額	21.2
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
処遇改善加算手当	3.7
年収額	425.1 万円
給与月額×12 月	326.4
ボーナス	98.7

※上記の金額は、大学等を卒業後直ちに採用された場合の金額です。

(4) 採用後3年目モデルケース〔児童養護施設勤務〕

○採用区分：総合職 職種：児童指導員 一人暮らし 通勤距離 6 km（自家用車）

大 学 卒	
給与額	28.2 万円
給料月額	22.3
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
調整手当	1.0
宿直手当（月3回）	1.3
処遇改善加算手当	1.3
年収額	447 万円
給与月額×12 月	338.4
ボーナス	108.6

短 大 卒	
給与額	27.1 万円
給料月額	21.2
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
調整手当	1.0
宿直手当（月3回）	1.3
処遇改善加算手当	1.3
年収額	428.6 万円
給与月額×12 月	325.2
ボーナス	103.4

※上記の金額は、大学等を卒業後直ちに採用された場合の金額です。

(5) 採用後3年目モデルケース（障害者支援施設勤務）

○採用区分：医療職（総合職）：職種：看護師 一人暮らし 通勤距離 6 km（自家用車）

大 学 卒	
給与額	29.7 万円
給料月額	25.4
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
宿直手当（月3回）	1.3
処遇改善加算手当	0.7
年収額	474.7 万円
給与月額×12 月	356.4
ボーナス	118.3

短 大 3 年 卒	
給与額	29.3 万円
給料月額	25.0
住居手当	2.0
通勤手当	0.3
宿直手当（月3回）	1.3
処遇改善加算手当	0.7
年収額	468.1 万円
給与月額×12 月	351.6
ボーナス	116.5

※上記の金額は、大学等を卒業後直ちに採用された場合の金額です。

(6) 諸手当

扶養手当（22歳以下の子13,000円（15歳以上5,000円加算有））

住居手当（家賃の2分の1・上限20,000円）

通勤手当（上限30,000円）

期末・勤勉手当：総合職4.65月分・一般職3.72月分（年間支給率）

※その他、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、年末年始手当、処遇改善特別加算等が事業団の給与規則に基づき支給されます。

また、各施設において処遇改善加算に基づく処遇改善加算手当が支給されます。

(7) 休日等

年間休日数 : 124 日（令和8年度）

年次有給休暇 : 10 日間（初年度）

（入職後すぐに付与されます。時間単位での取得も可能です。）

特別休暇 : 産前産後休暇、母子健康管理休暇、リフレッシュ休暇、永年勤続休暇、忌引き休暇 など

(8) 退職金制度

長期にわたり安心して働くことができるよう、充実した退職金制度を設けています。

- ①社会福祉法人全国社会福祉事業団協議会年金共済
- ②鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済事業
- ③独立行政法人福祉医療機構退職手当共済

12 職員の処遇改善等について

当事業団では、職員の処遇改善を図るため、各処遇改善加算等を取得しています。

【支給例：保育士】

当事業団の保育所「同胞保育園」「鹿児島みなみ保育園」に勤務する保育士に対し、上記の諸手当とは別に次の処遇改善加算手当を支給しています。

各手当	支給額／月額	備考
処遇改善加算手当区分2	17,600円	※処遇改善加算区分3については、支給要件である研修の受講状況により金額が異なります。
処遇改善加算手当※区分3	0円～20,000円	
鹿児島市処遇改善手当	20,000円	
合 計	37,600円～ 57,600円	

その他の職種（児童指導員・支援員など）も各処遇改善手当を支給しています！！

13 鹿児島県社会福祉事業団が運営している施設・事業所

名 称	位 置	実 施 事 業
事務局	鹿児島市鴨池新町1-7	
仁風学園	鹿児島市本名町458-1	児童養護施設
若葉学園	姶良市鍋倉190-2	子育て短期支援事業 児童自立生活援助事業（仁風のみ）
女性自立支援施設	鹿児島市	女性自立支援施設
同胞保育園	鹿児島市柳町3-20	保育所 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業
鹿児島みなみ保育園	鹿児島市東郡元町18-3	保育所/一時預かり事業
南部親子つどいの広場	鹿児島市西谷山1-3-2	地域子育て支援拠点事業
母子生活支援施設	鹿児島市	母子生活支援施設
ゆすの里	日置市伊集院町妙円寺1-1-1	障害者支援施設 生活介護/機能訓練/生活訓練 短期入所事業/特定相談支援事業/障害児 相談支援事業
リハステーションゆす	鹿児島市錦江町3-7	障害福祉サービス事業 生活介護/生活訓練
川内自興園	薩摩川内市百次町1110	障害者支援施設 生活介護/生活訓練/就労移行支援 施設入所支援 就労継続支援B型/就労定着支援 短期入所事業/共同生活援助 就労選択支援事業
チャイルドクラブあおぞら	薩摩川内市百次町1110	障害児通所支援事業
かごしま障害者就業・ 生活支援センター	鹿児島市新屋敷町16-217	障害者就業・生活支援センター 事業（公益事業）
ほくさつ障害者就業・ 生活支援センター	薩摩川内市西向田町11-26	

14 試験会場案内

【試験】

試験会場：鹿児島県社会福祉センター会議室（鹿児島市鴨池新町1番7号）



【JR鹿児島中央駅から】

- バス・・・市営バス 16番線 県庁前バス停下車 徒歩3分
- 市営バス 11番線 県庁西バス停下車 徒歩5分
- 鹿児島交通 32番線 県庁前バス停下車 徒歩3分
- 市電・・・「郡元」または「鴨池」電停下車 徒歩12分
- 車（タクシー）・・・約15分

【鹿児島空港から】

- バス・・・リムジンバス鴨池港行 約80分
(県庁前バス停下車)

【お車でお越しの方】

二次試験の試験会場の敷地内には駐車場はございますが、数に限りがありますので、満車の際は、会場近くの有料駐車場「鴨池公園駐車場」等をご利用ください。

15 こども性暴力防止法（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十條第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二條から第六條までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

16 書類提出先・問合せ先



社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団 事務局

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 鹿児島県社会福祉センター4階

電話：099-257-7667 FAX：099-259-3939 担当：福岡

Email：j-office@kagoshima-swc.jp <https://kagoshima-swc.jp>



17 就職活動中のハラスメントに関する相談窓口

採用選考その他の就職活動において、ハラスメントに関する相談がある場合は、下記の相談窓口までご連絡ください。相談したことを理由として、採用選考において不利益な取扱いを行うことはありません。

相談窓口 法人本部総務企画課 岩塚

電話 099-257-7667

メール e.iwatuka@kagoshima-swc.jp